

第5回BSE対策検討会 議事要旨

開催日：平成15年6月20日

場 所：三番町共用会議所大会議室

連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課
有江

Tel 03-3502-8111 (内線3225)

開 会

伊地知衛生課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回BSE対策検討会を開催させていただきます。

衛生課長の伊地知でございます。議事に入るまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきます。

まず初めに、会場のことですが、傍聴は別室に設置したモニターにて行っております。御了解いただきたいと思っております。

挨拶

伊地知衛生課長 では、まず初めに、北村農林水産副大臣より御挨拶申し上げます。

北村農林水産副大臣 紹介をいただきました副大臣の北村直人でございます。

第5回目のBSE対策検討会、大変皆様方にはBSE関係におきまして日ごろから熱心な御論議をいただき、一番大切なリスクコミュニケーションのこの場所できょうまで御論議をいただきてきました。改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

御承知のとおり、BSEの発生が確認されて以来、我が省は、厚生労働省、そしてまた関係する機関と連携をとりながら、と畜場における全頭検査並びに特定部位の除去・焼却、こういうことを通じて、牛肉の安全性をモットーにして消費者の方々の食卓に上らせる対策をとってまいりました。

加えて、肉骨粉の利用の禁止、このことによって新たな感染経路の遮断をさせることにいたしました。あるいはそういったことを通じて、酪農・畜産生産者の方々を初め、流通、食品関係の方々にも対策をとりながらきょうまで皆さん方の御理解と御指導のもとで対策をとってきたところでございます。

そういった中にありまして、また食品の偽装表示等々によって国民の食の安全に対する要請がますます高まってきたのは皆さん御承知のとおりでございます。

我が省は、牛肉を初めとするトレーサビリティの導入等々を踏まえながら、特に国民的な運動として食育ということに重点を置きながら、わかりやすい、適正な表示の確立に取り組んでいくことによって、消費者の方々に信頼される行政をやっていききたい。そういう思いの中から関係する法律の改正をさせていただいて、何よりも消費者に軸足を置いた行政を行う。そして、リスク管理業務を一体として行う消費・安全局を7月1日から設置することになりまして、本日の閣議でそれが最終的に了承されまして、7月1日からその行政の仕組みがスタートすることになったわけでございます。ぜひ皆さん方のさらなるリスクコミュニケーションによりまして、我が省の消費者に軸足を置いた行政に対するいろんな御意見を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

第でございます。

本日は、BSEの疑似患畜の範囲の変更、先般5月18日にパリでOIEの総会がございまして、私は日本国を代表してその総会で基調講演を行い、またOIE事務局が提案される疑似患畜の見直しについて、我が国は科学的なデータ等々からこれを支持するという報告もしながら、私自身、獣医師というその科学的な自分の天職を持ちながら、多くの国々の方々と交流を深めながら、日本の国が消費者に軸足を置いた行政をやっていくんだということを胸を張って総会で御報告をしてきたところでもございます。

肉骨粉等の給与の報告、これは平成13年のあのBSE発生のときに肉骨粉を食べさせてしまったという生産者の方の正直な報告があった牛の取扱い方についてもきょう御論議をいただくことになっております。

あるいはアルカリ処理された液体の肥料の利用についても今月の13日に開催されましたBSE技術検討会での検討結果を御報告いたしまして、皆さんによるさらなるリスクコミュニケーションの上で万全を期してまいりたい。このように考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のない御意見や御論議をいただきたいと、このように考えております。

どうぞこのリスクコミュニケーションの最たる皆さん方のBSE対策検討会がきょう時間の許す限りの中で実りある結果を出していただくことを重ねてお願い申し上げまして、我が省におけるBSE対策本部長としてきょうまでの皆さん方の御労苦に心から敬意と感謝を申し上げながら御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

伊地知衛生課長 ありがとうございます。

北村副大臣におかれましては、公務の都合によりまして、この後、退席されますことを御了承願います。

なお、報道関係の方がもしおられましたら御退室をお願いいたします。

よろしいですか。

委員の紹介及び出席確認

伊地知衛生課長 それでは、新しく御就任されました委員の御紹介をさせていただきます。

千葉県樋口委員が御都合により退任されまして、内村委員が後任として就任されております。

委員 よろしく願いいたします。

伊地知衛生課長 それから、委員の出欠の状況につきまして御報告をさせていただきます。

本日は、委員29名のうち、伊藤研一委員、伊藤弓委員、上野委員、梅原委員、大野委員、間委員、深澤委員の7名の委員の方が所用により欠席となっておりますが、伊藤研一委員の代理といたしまして瀬川様が、大野委員の代理といたしまして西沢様が、それから梅原委員の代理といたしまして武田様が御出席しております。

資 料 確 認

伊地知衛生課長 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。

封筒の中に3つの資料が入っていると思います。まず1つ目が「第5回牛海綿状脳症対策検討会資料」というものでございます。それから、「別冊参考1 BSEに関するOIEコード」、それから「別冊参考2 BSE検査対応マニュアル」という3つのものを入れてございます。

それでは、「第5回牛海綿状脳症対策検討会資料」というものの中に、まず1ページをあけていただきますと資料の一覧が載ってございます。

2ページが資料1といたしまして、議事次第でございます。

それから、資料2といたしまして、委員名簿。3ページでございます。

それから、資料3といたしまして、「疑似患畜の範囲の見直しについて」というものが4ページから10ページまでございます。

それから、資料4といたしまして、「肉骨粉等の給与の報告があった牛の取扱いについて」、これは11ページから12ページまでの資料でございます。

それから、資料5といたしまして、「アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について」でございます。

参考といたしまして、「第17回牛海綿状脳症に関する技術検討会の概要について」というものをつけてございます。

代理 本冊が入っておりません。

伊地知衛生課長 済みません。

ほかに資料が不足されている方、ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは以上でございますので、ここからは熊谷座長の方によろしくお願いいたします。

議 題

(1) BSE疑似患畜の範囲の見直しについて

(2) そ の 他

座長 早速第5回BSE対策検討会の議事を始めさせていただきます。

本日の議事でございますけれども、BSE疑似患畜の範囲の見直し、それから議事次第には「その他」となっておりますが、肉骨粉給与の報告があった牛の取扱い、それからアルカリ処理された有機入り液体肥料の出荷等の一時停止措置の解除について、この3つとなっております。まず、それぞれの議事、議題につきまして事務局の方から説明いただいた後、委員の皆様から述べていただく形で、12時をめぐりに進めさせていただきたいと思います。どうぞ議事の進行に御協

力いただきます。

それから、欠席されている委員から寄せられました意見、それから代理出席の方が委員からお預かりいただいています意見は後ほど披露していただくことになっています。

それでは、早速、BSE疑似患畜の範囲について、事務局の方から御説明いただけますでしょうか。

伊地知衛生課長 それでは、疑似患畜の範囲の見直しにつきまして資料に基づきまして御説明させていただきますと思います。

資料3。4ページでございます。まず疑似患畜の範囲の見直しの経緯でございますが、BSE陽性牛が発見された際に処分すべき牛の範囲につきましては、OIEにおきまして、EUにおける知見等を踏まえた専門家による検討が行われまして、先ほど副大臣からもお話がありました、本年5月に開催されましたOIE総会で新たな国際基準が採択されたところでございます。

このため、6月13日にBSE技術検討会を開催いたしまして、新たな国際基準について専門家の方々による検討を行っていただいた結果、我が国も同基準に準拠して疑似患畜の範囲を見直すことは差し支えないとの評価が得られました。また、厚生労働省からも問題ないとの回答が得られているところでございます。

参考としてこちらに書いてございますが、EUにおきましては、これまでに毎年数万頭の疑似患畜を殺しまして、BSE検査を実施してきましたが、新たな感染牛が確認されるのはわずかでありまして、それらは患畜の生前及び生後1年以内に生まれた牛であるとの報告があります。

日本の状況でございますが、我が国におきましてもこれまでに疑似患畜360頭をと殺いたしまして、BSE検査を実施いたしましたが、すべて陰性であったという状況でございます。

疑似患畜の範囲の見直しの内容につきまして、別添のとおりということで、次のページにございます。これは、OIEコードにおけますBSEのリスク最小、あるいはリスクが中程度の国における殺処分対象牛の範囲という形でOIEのコードに規定されているものでございますが、まず2002年版ということで改正前のものでございます。これは左側に書いてございますが、患畜はもちろん処分の対象になっているわけでございます。

それから、2番目に、患畜の発症前2年間又は発症後に患畜から生まれた産子のうち最も若いものとなっております。患畜の産子の最も若いものというものとなっております。

次に、患畜の生前及び生後12カ月の間に患畜と同一群内で生まれ、患畜が生後1年間に摂取したものと同一汚染した可能性のある飼料を摂取したすべての牛というのが2番目でございますが、これはいわゆる出生同期と言われているものでございます。患畜と同じ時期に生まれた牛たちということでございます。

4番目が、患畜と1歳以下で同居したことがある牛で、患畜が生後1年間に摂取したものと同一汚染した可能性のある飼料を摂取したすべての牛というもので、これがいわゆる給餌同期と言われているものでございます。

これらの牛が国又は地域に生存している場合には、と殺され完全に処分されることということ

で、処分の対象になっている牛という規定がされていたところでございます。

今度のOIEの改正で、右側の方に書いてございますけれども、患畜は同じでございます。

2番目の患畜の発症前2年間及び発症後に患畜から生まれたすべての産子ということで、以前は最も若いものとなっていたものがすべての産子ということになっております。

それから、患畜が1歳になるまでの間に、1歳以下で同居したことの牛で、1歳になるまでの間に汚染した可能性のある同じ飼料を摂取したことが調査により判明したすべての牛ということで、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、左の のところで、患畜と1歳以下で同居したことのある牛ということになっているんですけれども、ここで患畜に年齢の制限が加わったということでございます。患畜が1歳になるまでの間にという年齢の制限が加わったということでございます。

それと飼料の調査をして、その結果がはっきりしている牛ということになっております。

次に、括弧書きで書かれておりますのが、ただし、調査の結果 これは飼料の調査ですね。給与された飼料の調査の結果が得られない場合には、患畜が生まれた日の前後12カ月の間に患畜と同一群内で生まれたすべての牛ということで、これは先ほどの出生同期にほぼ該当するようなものとなっております。

これらが国内又は地域内で生存している場合には、と殺又は死亡時に完全に処分されることということになっております。

ちょっと文章だけではわかりづらいと思いますので、次のページにイメージ図を載せてございます。完全には正確でないかもしれませんが、イメージとして載せてございますけれども、患畜が発症するのは大体今は5、6歳ということになっているわけですけれども、その前に、例えば患畜が生まれて、ゼロから12カ月齢のころに同じ牛舎なり、農場で生まれた牛、これらは従来の基準でも対象になっていた。同じころに生まれたもの。新しい基準でももちろんその牛が1歳になるまでの間に同居していたものということで、対象になってくるというものでございます。

それから、13カ月齢以上になったときには、従来の基準では、13カ月齢以上になった場合であっても患畜の年齢にかかわらず、その農場で生まれて、同居した場合には対象になってきたわけです。新しい基準では患畜が13カ月齢以上になって、そこで生まれて、同居したものは対象にならないということでございます。

最後の発症のところでございますが、今申し上げましたように、患畜の年齢にかかわらず、13カ月齢、2歳とか、3歳とか、4歳とかなった場合でも、その農場で生まれて、患畜と同居して、同じえさを食べた可能性があるものはすべて対象になってきたということでございます。ただし、新しい基準では先ほど申し上げましたように、その牛が13カ月齢以上になった場合にはもう対象にならないということでございます。

それで、発症しているところ、これは経時的に見たものでございますが、次のページをあけていただきますと、発症した時点での状況についてイメージ図を載せてございます。

従来であれば、患畜が発症したときには、その患畜が生まれた前後1年間に生まれた牛以外、

それ以前に患畜が2歳のときに同居したもの、3歳のときに同居したもの、4歳のときに同居したもの、かなりの牛が同居して、疑似患畜の対象になってきたわけです。

それで、現実はいままで発生した農家の例でいきますと、自分のところで出生した牛を育成している。ほかから導入している場合は違いますけれども、大体約8割が疑似患畜の対象になってきたということでございます。

それが新しい基準でいきますと、先ほど申し上げましたように、患畜が生まれた日の前後1年以内に生まれた牛が対象になるということと、患畜の発症前2年間又は発症後の産子でございますが、産子は大体1頭か、多くても2頭、ゼロから1頭の場合が多いわけですが、そういう形でそれらのものだけが疑似患畜ということになりまして、結局約2割程度のものが疑似患畜となるということでございます。

8ページをあけていただきますとチャート図で載せたわけでございますけれども、まず患畜に産子がいるかどうかということで、産子がない場合は、殺処分の対象牛はいないということで、ノーということになります。

いた場合には、その子供が発症前2年間、または発症後に生まれた牛かどうかということが対象になって、その間に生まれたものであれば疑似患畜として処分の対象になる。それでなければ対象にならないということです。

次に、START 2というところを見ていただきたいんですけど、患畜が1歳になるまでの間に、1歳以下で同居した牛がいるかどうかということでございますが、これがいなければ疑似患畜にはならないということございまして、いた場合には飼料に関する調査結果がはっきりしているのかと。同じえさを食べていないかどうかと。完全に食べていないということであれば対象にはならないわけですが、食べていた場合には対象になるということになります。

こういう形でOIEの疑似患畜に関するコードの改正がなされたところでございます。

次のページにプレスリリースを載せてございますが、今御説明した内容が1、2書かれています。

10ページをあけていただきますと、これまでの見直しの経緯ということで書いてございますけれども、平成13年の9月に我が国で1頭目の発生を見たときには、原則として同居牛すべてを処分をしたということになっております。

その後、10月17日に、牛海綿状脳症に関する技術検討会及び牛海綿状脳症防疫委員会というものを開催いたしまして、専門家の方々の意見をお聞きして、10月18日にBSE検査対応マニュアルというものを制定して、OIE基準に準拠した疑似患畜の範囲を設定してきたところでございます。

括弧書きで参考として載せてございますのは、実は昨年5月のOIEの総会でも疑似患畜の範囲についての関心を我が国は表明しております。

7月に、OIEの専門家としてハイム博士を招聘した際に、博士のアドバイスといたしまして、より緩やかな疑似患畜の範囲の設定の可能性についての言及がなされました。科学的根拠に基づ

いて見直しすることも可能ではないかというアドバイスがあったところでございます。

そういうことも踏まえまして、OIEに対しまして、EUでのこれまで蓄積されたデータを検討していただいて、科学的根拠に基づいた見直しをやっていただけないかという提案をしたところでございます。それで、先ほどお話し申し上げましたことしの5月、OIE総会におきましてこのBSEの基準の見直し案が提出されて、全会一致で採択されたということでございます。

ということで、OIE基準に沿った形での改正をしたいというふうに考えております。

座長 どうもありがとうございました。

引き続き、「肉骨粉等の給与の報告があった牛の取扱いについて」について御説明をいただきたいと思います。

伊地知衛生課長 それでは、資料4。11ページの資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、「肉骨粉等の給与の報告があった牛の取扱いについて」の見直しの経緯でございますけれども、我が国におけますBSEの発生に伴い実施いたしました全農家への立入検査を実施したわけでございますが、その際、肉骨粉等を給与された牛約5,000頭が確認されたところでございます。

これらの牛につきましては、単に肉骨粉等を給与されたことのみをもってBSEに感染している疑いがあるというものではないわけでございますが、当時社会的な関心も非常に高く、また、当初その感染のリスクもはっきりわからなかった。初めてのことでわからなかったということから、出荷の自粛を要請するとともに、廃用等の時点で買い上げまして、家畜保健衛生所等で殺してBSE検査を行って、データの収集を行ってきたということでございます。

その後、これらの牛の検査データが集積されまして、一方で、と畜場におきます全頭検査とSRM、特定部位の除去という二重の安全確保が行われていることから、平成14年11月にBSE技術検討会におきまして専門家の方々に検討していただいた結果、今後は死亡牛検査、と畜場での検査等を利用して知見を収集していくことで差し支えないということとされました。

また、厚生労働省からも問題ないとの回答を得ているところでございます。

検査の状況として、参考として載せてございますが、BSE技術検討会開催時、14年10月時点では1,102頭の肉骨粉給与の報告があった牛について検査した結果、1,102頭すべて陰性であった。その後も引き続き検査を続けまして、5月末現在で1,578頭の検査をいたしておきまして、すべて陰性ということになっております。

次のページをあけていただきまして、今後の考え方でございますが、12ページのチャート図でいきますと、まず肉骨粉給与牛というものが上の方に書いてございまして、これらにつきましては、家畜保健衛生所による飼養状況の把握ということで、家畜保健衛生所の方で飼養状況を把握するというところでございます。もしこれらの牛が死亡、または廃用になる場合には、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、と畜場等による連携、調整によりまして、死亡牛検査を保健所でやるか、もしくは買い上げて検査をやるか、あと、と畜検査ということで一般のと畜場での検査をやるかという、いずれかの方法で検査をいたしまして、家畜保健衛生所におきまして、検査結果を把握、データの収集を図っていくという形で今後進めていくというようなことで検討したものでござい

ます。

今後対応は今申し上げとおりでございます。

以上でございます。

座長 どうもありがとうございました。

ついで、「アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について」の説明をお願いいたします。

竹原生産資材課長 生産資材課長でございます。御説明させていただきます。資料5、13ページからでございます。

肥料の中には肉骨粉を原料の一部として使っている場合がございます。今回御検討いただきたいのは、そのうち、アルカリ処理をした液状の肥料、これは現在出荷、製造が停止されているわけでございますけれども、その解除につきまして御検討いただきたいという趣旨でございます。

1は、全般的な経緯、あるいは現状ということを説明しております。BSEが発生してまいりまして、肉骨粉等の当面の扱いについてということ踏まえまして、これらが肥料として利用された場合に、牛へ誤用・流用するおそれがあるということで、緊急的な措置といたしまして、肥料用の肉骨粉、肉骨粉を含む肥料の製造及び工場からの出荷停止というものがまずは講じられました。

これは参考までにページ15を先にめくっていただきますと、10月1日の通知をもちましてこのような措置が講じられたということでございます。これは平成13年の話でございます。

それ以降、そういうことで、製造しておりませんし、あるいはかつて製造されたものにつきましても出荷を停止するというような措置がとられました。

その後の状況につきましては、科学的な安全性が確認されたものにつきまして一部解除をするというような形でこの検討会で御検討いただいた上で、一部は解除されております。それにつきましては別紙2ということで、16ページをおあけていただきたいと思っております。

一番左に種類ということで、由来動物と書いてございます。肥料に関しましては一番右の欄でございます。丸くなっておりますのが解除されたということでございます。

例えば牛以外のもの、明確に牛以外の由来のものにつきましては、肥料として利用が可ということになっております。

それから、その下の欄の骨粉、蹄粉、角粉のうちの蒸製処理をしたもの。高い温度で気圧をかけまして処理をしたもの、これはBSEが不活性化するというようなことで、そういう条件を満たしたもので、なおかつ危険部位をとったものというものにつきましては肥料用として認めていただいているということでございます。

なお、一番下の見えづらいところでございますが、注4ということで、そういった場合につきましても放牧地などへの施用の禁止、あるいは表示などをするというような、そんなようなこと。あるいは原料には化学肥料を確実にまぜるというような、そのような措置もあわせて講じているということでございます。

恐縮でございます。戻っていただきまして、13ページの御説明を続けさせていただきます。

このような状況が今まで続いてきたということでございます。

今後の取扱いについてという2番の方に移らせていただきたいと思っておりますが、出荷停止によりまして、流通が停滞している肉骨粉を含む肥料の中にはいろんな種類がございます。化成肥料というような形で化学肥料などと合成したようなもの。それから、そういうものを形成して、粒のような形にしたもの。あるいは有機肥料と化学肥料を単純にまぜ合わせたようなもの。それから、今回御検討いただきたいと思っております液状肥料というようなさまざまなものがございます。

液状肥料以外の肥料につきましては、製造過程におきましてBSEなどの異常プリオンを不活性化するための特別な処理が行われておりません。使用方法によってはBSEの感染源になる可能性がどうしても否定できないということでございまして、この点につきましてBSE技術検討会におきましてお諮りしたところでございますけれども、肥料として流通させるべきではないというような結論が下されたところでございまして、このため、これらの在庫肥料もございまして、これにつきましては焼却等による適切な処分が必要であるというふうに考えております。

一方、今回御協議いただきます液状肥料でございますけれども、製造過程の中でアルカリ処理というのをしております。これは別紙3ということで、17ページをごらんいただきたいと思っております。

原料といたしまして、有機質の肥料、動物質のものだけではなく、植物質のものもあるわけがございますけれども、これをアルカリ処理をいたします。それを肥料として使うためには中和いたしまして、化学肥料などを添加して、こん包して、出荷をする。そういうような形態が通常の製造過程ということでございます。

恐縮でございます。また戻っていただきまして、13ページにお戻りいただきたいと思っております。

こういう実際に製造されている過程につきまして、異常プリオンが不活性化されるかどうかということにつきまして、科学的に技術検討会の方で御検討いただきまして、それについては確実に大丈夫であるということが認められました。なおかつ、誤用・流用防止のために、次に括弧の中に書いてございますけれども、放牧地での施用禁止ですとか、あるいは動物性たん白質が含まれている旨の表示をするというような条件を付した上で、製造及び出荷の一時停止を解除することによって結論をいただいたところでございますので、そのようにしたいということにつきまして御検討いただきたいと思っております。

なお、3番目にアルカリ処理されました有機質肥料の液状肥料がBSEの発生源となり得ないとする根拠ということで、先ほどの科学的な理由ということで、独立行政法人動物衛生研究所におきまして検査をしていただきました。これによりまして、液状肥料と全く同じ製造過程をもちまして、異常プリオンを原料の中を含めまして検査をした結果、ウエスタンプロット法では異常プリオンが検出されなかったということで、この感度からいきますと、10の6乗分の1以下の数に減少しているということが言えるということでございます。

次のページに若干傍証的なことも書いてございますけれども、最初の丸ではWHOのBSEの異常プリオンの不活性化のガイドラインでは、今回の製造過程以上のアルカリ処理についてはそれでよしとされている事例もあるという点。

丸の2につきましては、先ほど申しました原料を一番最初に使うわけでございますが、原料をまずつくる段階、有機質肥料の原料をつくる段階でもBSEが不活性化されるような処理というのが現実に行われているということでございます。

それから、最後の点は、実際にこういう肥料というのはどういう場面で使われるかということ、ほとんど園芸用でございます。園芸用に液状の肥料を循環させるという形で使っております。100倍ないし500倍に希釈いたしまして、チューブを通じまして施用させるというケースでございます。したがって、家畜との接触の機会というのはまずは考えられないということでございます。

それから、形状につきましても通常の肥料とは明らかに区分されて流通されるということでございます。ただ、先ほど申しましたとおり、表示等、あるいは放牧地での利用という点につきましては禁止していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

座長 3点につきまして御説明いただいたわけですが、それでは議論に移りたいと思います。

御意見、あるいは御質問、時間が限られてございますので、目安3分以内ぐらいにお話しただければ幸いです。どなたか御意見ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 ただいま御説明いただきました点、疑似患畜の範囲、肉骨粉給与牛の取扱いについては事務局案で異存はないと思います。

また、液状肥料の製造・出荷の解除についても異存はないと思います。

動物質有機肥料の需要は依然として高いことから、今回の液状肥料の解除をきっかけとして、安全な施用が確認できるものについては順次解除を進めてもらいたいと思います。2年続けて動物性の有機質肥料が施用できなくなったため、果実や野菜の味や品質が落ちてきているという話は生産農家からたびたび聞いております。肥料用の骨粉類は8割以上を輸入に頼っていますが、輸入停止措置により、その原料供給がとまっていることが需要に対応できない最大の原因だと思います。参考資料として出された技術検討会のプレスリリースにもステータス評価の話が出ていますが、輸入解除について具体的な方向性が見えない。事務局として輸入停止の現況と解除の見通し、または考え方を教えていただきたいと思います。

座長 どうもありがとうございました。

とりあえずほかに御意見。

委員 私は余り肥料のことは詳しく知りませんもので、アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷ということで、このアルカリ処理をするということは、肉骨粉をアルカリ処理しているものは流通してよろしいですよということですね。

そうすると、全部の肉骨粉がアルカリ処理をするということは可能ではないんですか。コストが高くなるとか、いろんなことがあるでしょうけれど、コストの問題を含めて、今、焼却処分するんですね。アルカリ処理してあるもの以外のものは。そうすると、アルカリ処理すれば流通に供与できるということであれば、アルカリ処理することを義務づければ流通できるということですか。

竹原生産資材課長 私どもが考えておりますのは、アルカリ処理をした、液状の肥料というものにつきまして、ニーズというのが、先ほど申しましたように、ほとんど園芸用に限られているということでございます。それと実際にこういうものをつくっているメーカーもそんなに多くはありません。

したがって、別に義務づけ云々ということではなく、アルカリ処理した液状の肥料で、なおかつ、こういうふうな製造過程でつくられた肥料、これにつきましては安全性が確認されたので、その部分に限っては解除をしていってはどうかというふうな考え方でございます。

委員 それはわかるんですけど、そうすると、アルカリ処理をした肥料というのは流通の段階では余り量的に出ないということですね。

竹原生産資材課長 そういうことでございます。

委員 わかりました。

座長 委員、どうぞ。

委員 今のアルカリ処理の問題でございますが、後ほど報告申し上げようと思ったのですが、過去におきまして、牛骨の蒸製骨粉製造工程中に発生するドリップまたはエキス等につきまして、生産資材課に私直接行ってお聞きしたことがあるのですが、これは肥料としては使ってはいけなないと。これは売れないんですよ、現在ですね。日本国内に約2,000トン以上の在庫があると思うんですが、これは買い上げの対象にもならない。かといって、捨てるわけにいかない。ということで、現在まで至っているわけでございますが、これをアルカリ処理したらいけるということですね。エキスを、ドリップをアルカリ処理するということは実際に技術的にできるかどうかということはわからないんですよ。今話が出ましたように、コストの問題等もありますが、これをいつまでも在庫を持っていたってしょうがないんです。そこらあたりはどうなんでしょうか。

竹原生産資材課長 それはおっしゃいますとおり、コストの面とかいろんな要素があるかどうかと思います。今回確認をいただきましたのは、これまでつくられておりました方法のアルカリ処理した液状の肥料ということでございます。これにつきましては、アルカリ処理の程度が異常プリオンを分解するに値するというので、安全性が確認されたということなんです。もちろん理屈の上から申し上げまして、エキス、あるいはそのものを原材料としてアルカリ処理をしてということであれば、こういうようなステップを踏めば安全性に問題がなからうというふうに考えておりますけれども、これはむしろそういうやり方でコスト面でそういうような御希望があるのであれば可能であろうかと思えますし、また、そういうのはちょっと難しいということであれば、いずれにしてもほかのものと同様に処分をしなければならないのかなと考えています。それはメーカー

さんの方のお考えになるところかなと思っております。

委員 このエキスは、これはもちろんO I Eの基準をクリアしてつくった液体のものなんですけれどね。133度、3気圧、20分をクリアした状態で作ったものであってもだめだということだったので、これをアルカリ処理をするということで、それはクリアできるんですか。

松原畜産部長 今、委員がおっしゃるものが有機入り液状肥料の原料として使えるかどうかという、肥料としての効果だとか効能だとかいうこと期待できるかという観点をまずクリアした上で、そしてそれが有用だとなればアルカリ処理をする。そういった工程にのっていく。そういう可能性というのはないことはないのではないかとこのように思うわけですが、まず最初に有機質肥料の原料になるかどうかを調べるのが一番先ではないでしょうか。その上でこの工程をやることによって不活化されるという実験結果があるわけですから、その上でまた判断をしたらどうかと思うんですけれども、ただ量的に多いものですから、現実に肥料としての需要があって、それを使うかどうかという、後はまたその点をコストとかという点で生産資材課長からお話し申し上げたと思いますので、また別途そこは物がどういうものかということとか、生産資材課の方と相談した上で今度の措置を考えるのがいいかなと.....。

委員 需要の問題ではなくて、いわゆるB S Eには関係なく業界として製造する過程で必然的に出てくるものなんです。それがどうしても使えない、売れないということになると、在庫を持たなければいけない。毎日毎日処理する以上は在庫がたまっていくんです。今、それをどうしているかといいますと、冷蔵庫に保管しているんです。これが今のところ解消するという保証は何もないんです。もちろん肥料的には窒素分が非常に高いですから、価値はあると思うんですが、それが売れるというのではなくて、出てくるものだからアルカリ処理するということになりますと。それに伴うコスト的な問題もありますが、こういう方法でできるということになったわけですね。今後は。。

松原畜産部長 今、委員がおっしゃるものについての処理をどうするかという問題。これは今回の肥料の問題というのとはまた別の問題として検討をしていく課題の1つというふうに考えさせていただければと思いますが.....。

委員 わかりました。

伊地知衛生課長 委員の方からステータス評価についての御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

先ほどございましたが、ステータス評価につきましては、我が国に肉骨粉とか関連の品物を輸出している66カ国につきましてステータス評価のための質問状を送付いたしまして、そのうち47カ国から回答がございました。それで、私どもはその回答をリスクの低いと思われる国から順次検討いたしまして、B S Eの技術検討会の方におかけをして、これまでに10数カ国終了しております。具体的な時期をいつまでにやるかということですが、当初3月めどということをやっていたわけですが、これは相手国とのやりとりとありまして、いまだにちゃんとした回答、返事が来ていない国がございまして、完全に低リスク国だけでも評価できない国が幾つか残って

おります。

前回の技術検討会におきまして、いつまでも待っていてもこれでは終わらないのではないかと
いう御意見もございましたし、また、今回カナダでBSEが発生したことによって、カナダ並び
にカナダと関係の深い国のステータス評価を見直す必要が出てくるのではないかとというような御
意見もございました。

それで、私どもは基本的には低リスク国を優先的にやりまして、相手国に送って、返事が来な
ければ返事が来ないで、その国は評価中だというような形で進めていく必要があるのではないかと
というふうに思っております。

現時点でそれをいつまでに返事をしてもらうかというのは、前回の技術検討会で御意見をいた
だいたものですから、まだいつまでにといいころの具体的な時期までは決めてございませんが、
考え方としてはそういう方向でやっていかないとなかなか終わらないのではないかと。

それと、新しくまたどこかでBSEが発生した場合、評価が変わっちゃうということになり
ますと、またそれで全部見直しするのも、また振り出しに戻ってやらなくてはいけないというの
もこれは大変な作業になるということで、一たんある程度の評価をやって、それで出た場合には
その国は発生国として、特にその国と肉骨粉関係の貿易の多いところについては見直しをする
というような形で進めていきたいと考えています。

それと、その評価をやった結果、どうするかということになるわけですが、評価をやった結果、
その国のステータスに応じて品目ごとの防疫措置というものをやはり専門家の意見を聞いて決め
ていく必要があるというふうに考えております。

座長 いかがでしょう。

委員、どうぞ。

委員 3点伺いたいんです。

1点は、今お話の出ていますアルカリ処理された液状肥料というところで、私は全く素人です
からわからないんですけども、これは対象は施設園芸というお話でしたけれども、肥料の中で、
品質的、あるいは効果の面でというんでしょうか、その他の肥料としては、例えば先ほど委員の
お話の出ていましたかんきつや野菜というようなことをよく耳にはするんですけど、そちらの
方には向かないというか、コストも含めて向かないということなのかどうか。その辺、伺いた
いのと、それからもう1点は、今の13ページの中ほどに液状肥料でないものですね。これは「在庫
肥料については、焼却等による適切な処分が必要と考えている」と記述されておりますけれど、「考
えている」ではなくて、実際にどういう処理がされているのか、焼却の方に進んでいるのか、そ
れがとどまっているのか、現状がどうなっているのかということ伺いたいのが2点目です。

それから、もう1点は、5ページの左右の2002年版と改正後の基準のところ、一番下の文章が、
ちょっと私が理解できないのかもしれませんが、こういう牛が「生存している場合には、と殺さ
れ完全に処分されること」になっていますね。右の改正後の基準としては、「と殺又は死亡時に」
と書いてあるこの区別がよくわからないものですから、ちょっと教えていただきたい。

以上3点です。

竹原生産資材課長 では、最初の2点、御説明いたします。

これはある意味では特殊な肥料になるのかもしれませんが。なぜ園芸用に使われているかといいますと、施設園芸では液状の肥料をパイプの中で循環させることによって効率的に作物を育てるという、そういうやり方をとっております。

したがいまして、液のものを果樹園に散布するというような方法は実際の農業の場面では使われておりません。委員がおっしゃった意味は、恐らく特に蒸製骨粉などのような骨粉の形をして、燐の成分が溶け出すのにゆっくり溶け出すというようなことで、果実に甘みを増すというような言い方もされておりますけれども、そういう固形状のものにつきましての委員の御発言だというふうに考えております。

それから、もう1点。それ以外の安全性が確認されなかったものということでございますが、現在これは各メーカーの倉庫の方で保管していただいている状況でございます。これにつきましては、今後処分方法も含めて私どもの方で各メーカーさんをお願いするという、そういう状況になっております。

以上でございます。

座長 3点目についてお願いします。

伊地知衛生課長 今御指摘の点は改正前は「と殺され完全に処分されること」となっていたものが、改正後は、「と殺又は死亡時に、完全に処分されること」ということで、「死亡時」というのが加わったわけでございます。これは今現在も試験研究の目的に疑似患畜であったとしても、すぐに殺さずに、試験研究のために北海道の畜産試験場で飼養されているものもでございます。ですから、疑似患畜であれば必ず直ちに全部殺さなくても、試験研究とか、場合によって精液採取とか、そういう遺伝的な資源、その家畜改良からの利用とかもできるような道を残したんだという説明がOIEからありました。

具体的には、この点についても前回の技術検討会で検討していただきまして、それが18ページをちょっとあけてください。18ページは技術検討会の概要をプレリリースしたものでございますが、3の「会議概要」の(1)の、「BSE疑似患畜の飼養は、これまで通り原則として調査、研究及び試験等を行う場合に限り、その条件については諸外国の状況等を踏まえて今後検討することとされた」ということで、現状では今までどおり、試験研究の目的のみがすぐに殺さずに飼養されているということでございます。

委員 今の文章だけを読みますと、何か飼養というのがどうなっているんだろうなというのがやはりこれだけではわからないものですから……。

伊地知衛生課長 説明不足でした。そういうことで、したがいまして、試験研究で飼っていて、死んだときに処分してもいいということになります。

それとあと、ほかの目的でできるかどうかということにつきましては、諸外国の例も踏まえまして、調査いたしまして、技術検討会の専門家の方々にこういう場合にこういう基準で飼うこと

は可能かどうかという形で専門家の御意見を聞いた上で判断をしてきたいと考えております。

座長 ほかにございますでしょうか。

委員。

委員 本日の議題と直接関係ございませんが、諸悪の根源と言われている肉骨粉を製造している我々の業界としまして、現況と今後の展望等々につきまして御報告を申し上げ、また、お願いをしたいと思うところでございます。

御承知のとおり、1年9カ月経過いたしましたしておりますが、一番ピーク時には113万トンあった肉骨粉も現在生産と焼却との差が1日約500トンぐらいになりましたので、大体5カ月ぐらいで現在の在庫が全部焼却が終わるという見通しになっております。これは8月ぐらいがめどではなかろうかというふうに考えております。

BSEに関しましては、大方、大体御理解をいただいていると思っておりますが、我々業界としましては、先ほどもちょっと課長の方から出ましたように、死亡牛の問題等があり、10月1日から死亡牛の由来の油脂もだめだということになりそうで、いろんな国の規制により混乱をおこし、業界の施設整備状況は思うようにいっていないというのが現状でございます。

現在、3月末で調査いたしましたところによりますと、死亡牛の処理施設の完成しているところは全国で5カ所しかないし、申請中が12カ所、計画中が5でございます。又、レンダリング工場内でのクロスコンタミネーションの防止のための畜種別の処理施設、これも完成したところが5カ所、申請中が9カ所、計画中が4というようなことで、死亡牛に関しましては、これをトータルしましても22%と19%。分別処理が19%だというような状況でございます。

なぜこういうふうなことになるのかということになりますと、我々97の業者がおるのでございますが、その中の22とか19とかいう割合で現在処理施設を建設しておりますけれども、いろんな施設に対する補助事業というものを組んでいただいておりますが、何せ業界というのは企業の集約化とか、ワークシェアリング等の対応も進捗していない現状であり、不安感が先に立ちまして、将来の業界の展望が開けないということが一番大きな原因ではなかろうか。いわゆる装置産業であり、半分の補助が出て、半分は負担しなければいけない。その半分以上をどうするかということについての不安感というものが非常に大きいというようなことで、こういうふうな状況になっているわけでございます。

現状並びに今後の課題といたしましては、先ほどちょっと申し上げましたように、OIEの基準を満たした蒸製骨粉を製造する過程で出るドリップ等に対する処分、処理、これはアルカリ処理すればいいということなのですが、さっきも言いましたように、需要があるからつくるというのではなくて、出て来るものだからこれを処理しなければいけないという面のコストなどについては、後ほど検討ということになりましたので結構なんです。今現在、先ほど説明のありましたように、解除されているのはチキンミールだけなんです。豚につきましても分別処理が順調に進捗してまいりましたら解除ということになるようでございますが、1日も早く豚が解除されないということになりますと、これは国民の血税を補助事業として財政的な支援をいただいております。

ますので、なるだけ早く解除をお願いしたいと思います。

それから、今この場ではちょっとそぐわない事項かもしれませんが、まだ決定されておられません。先般来厚生省の方から牛の脊柱の問題が出ておりますとあり、これもだめだということになりますと、業界としては本当に壊滅的な打撃を受ける。ということは、廃業ということもやむを得ないというふうな状況になっているということであり、これは国民の健康と命に関する問題ですから、OIE、EUで禁止されておれば、それを守らなければならないということはわかるのですが、その反面、我々の今後の方向、方針がそういうものが明確に示されていない。とにかくこれはだめですよ、やめなさい、しちやいけませんよ、こうしなさいということだけであって、それに対する対応等がまた大きな問題としてこの脊柱問題に至っては出てくるのではないかと心配しております。そしてまた、これは食肉にも関係してくる問題ではないかというふうに考えております。

以上、なるだけ早く解除の方を御検討いただくようなことの御提案をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

座長 豚というふうなお話もありましたけれども、畜産部長の方で今のコメントをお願いします。

松原畜産部長 肉骨粉、これは一定の温度処理をしたものということで、また牛からの由来のものが含まれていないというようなものについて、今後利活用の道というのは考えていかなければいけないと思っているわけでございますけれども、先ほど委員からお話がございましたように、今現在、一昨年10月以前に製造され、あるいはその後も分別されないままに製造されてきた肉骨粉というものが在庫になっているという状況のもと、これをまず処分をすべてした上で、レンジング施設の原料の分別化によって、豚だけが使われているということが確認できるような、そういった状況が出てくれば、そういったものについては順次解除していくというふうなことで理解が得られていくのではないかとこのように思っているわけでございまして、そういった施設の面と、それから流通段階の在庫の問題、そういったものをクリアした時点で、またこういった委員会でお諮りをして、決めていきたいと思っております。

なお、いろんな施設関係の整備については、お話のように、いろいろ補助事業もございまして、また税制上の優遇措置というようなこともセットで、なるべくこういった事業に取り組んでいただけるような環境づくりということにも努めているわけでございますけれども、個別のいろいろな施設についてはいろんな事情もございまして、個別にまた御相談を申し上げながら進めてまいりたいと思っております。先ほどのお話につきましては私どもにも情報としてお伝えいただいておりますし、先ほど申し上げたような条件を整えながら進めて、業界としてもこれに協力していただけるような体制づくりに努めたいと思っております。ありがとうございます。

座長 脊柱のお話が出たのでございますけれども、これについては今現在検討中というふうなお話をお聞きしておりますけれども、何かもし御意見が厚生省の方でございましたら。

南厚生労働省食品保健部監視安全課長 厚生労働省の監視安全課長の南でございます。

今脊柱のお話が出ましたので、現状におきましては、この問題につきまして、4月に入りまして厚生労働省の薬事・食品衛生審議会におきまして、脊柱のリスク評価も含めまして、この取扱いについて専門家で検討していただいているところでございます。

座長 どうもありがとうございました。

委員、御意見ございますか。

委員 疑似患畜の範囲の見直しの問題についてちょっと意見を申し上げたいと思っておりますけれども、BSE対策につきましては、国、あるいは私ども地方自治体でもさまざまな対応をとってまいりましたけれども、そのベースとなっておりますのが、やはりOIEによる国際基準、あるいはそうした場で論議された科学的な知見なり評価なりをベースとしてまいったところでありまして、疑似患畜の範囲の見直しにつきましては、OIE基準の改正が行われておりますので、国内における規定も早急に見直していただきまして、国際的な規定との整合性をぜひ早くとっていただきたいと思っております。

BSEが発生した場合、家畜伝染病予防法などでは知事がさまざまな処置、対処を行うわけですが、その際、国際的な規定と国内の規定の間に乖離がございますと、さまざまな問題なり、支障なりが生じてくると思っております。そうしたこともございますので、農林水産省の方から御提案がございましたけれども、こうした方向でぜひ対処をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

座長 どうもありがとうございました。

委員、どうぞ。

委員 当然私もOIEのところのを尊重するという事はわかるんですが、今回のこの資料と説明を受けた範囲ではOIEの説明はありましたけれども、それを受けて技術検討委員会のところで検討して、会議概要が載っておりますが、これで差し支えないこととされたという程度の報告になっております、技術検討委員会の報告が。私としましては、OIEの出した結論を技術検討委員会で検討していただいた結果、よかったということ、どういう点について検討していただいたのかということがもう少し見えないとというか、見えた方がいいと思うんですね。疑似患畜の範囲の問題だけではなくて、例えば先ほどのアルカリ処理の問題につきましても、例えばドイツの結果があって、それで国内でも動物衛生研究所で検査をして、そしてその結果、不活性化に十分な効果があることが確認されたことを支持するという形になっておりますけれども、どんな検査をして、それがすごく妥当性があるというようなことを技術検討会の報告をお聞きできれば、もっと確信を持って、あ、そうですかということになるんですけれども、そこがちょっと見えないうちです。

せっかく技術検討会をやっていらっしゃるので、その辺の検査の妥当性だとか、技術的にもこれはとてもいい技術をもってした検査の結果ですとか、私たち素人にわかるような保証という

んでしょかね、OIEなり、あるいはドイツのやった検査について保証していただけたら安心して、あ、そうですかということになるんですが、これだけですと、ちょっと少ないかなと。その辺をもう少しお聞きできればいいなと思いました。

それから、脊柱の問題ですけれども、4月から検討に入ったということで今厚労省の方から御説明がありましたけれども、これが危険部位ではないかということについては多分今年の9月ぐらいい出ていると思うんですね。それから、この4月に至るまでの間が私たちからすると非常に長いような気がするんです。その間にどのようなことを日本の中ではそれを受けて検討なさっていたのか。4月に検討をスタートするまでにどのような動きがあったのかということも、これからまた新しい部位がもしかして出ないかもしれませんが、出てきたときの扱い方にもかかわってまいりますので、そういった考え方を少しお聞きできればと思います。

座長 まず第1の方ですけれども、技術検討委員会の審議内容といいますが、それはまず課長の方から御説明いただけますでしょうか。

伊地知衛生課長 技術検討会の概要につきましては、通常、検討会が終了いたしましたらすぐにプレスリリースと、座長によります記者会見を実施しているところでございます。

それで、よく大きな問題というか、世間的に注目を集めるものはよく新聞に詳しく書いていただけるんですけれども、最近は皆さん大きく取り上げていないということもあって、記者会見もやったんですけれども、それが余りマスコミ等では取り上げられていない。プレスリリースも、私ども出しておりますけれども、そういう形では必ずしも十分でない。ホームページにも載せてはおりますけれども、もっとそういう内容をいかにお伝えするかという努力はしなくてはいけないというふうに思っております。

具体的にどういう議論があったかということで、科学的にやった根拠はどうなんですかということで、OIEの方で検討に当たったレポートをこういう形で出していまして、それについての紹介をいたしました。専門家がこういう形でいろいろ分析した結果、こういうことで問題ないということで、もし必要があればこれも差し上げたいと思います。

それから、我々が見直しを提案させていただいた際には、これはOIEの専門家のハイム博士の助言もあって行ったわけでございますけれども、これまでEUで疑似患畜という形で同居牛等を含め、かなりのものが殺処分されました。それについて先ほど簡単に書いてございましたが、多くの牛がということでしたわけでございますが、実際には2001年に大体5万6,457頭、2002年に5万7,259頭の疑似患畜ということで形での殺処分をされたけれども、出生同期以外に陽性のもはなかったという結果が出ているということを含めた記載がなされていて、そういうことを御紹介したところでございます。

座長 疑似患畜の点についてはそうなんですけれども、もう1点ありましたか。アルカリ処理の方ですね。これはたしか実験の結果……。

竹原生産資材課長 私の方からまず御説明をさせていただきます。

実はこの件につきましては、計3回にわたりまして技術検討会で御審議をいただきました。一

番最初は一般にたん白質というのはアルカリで分解されるものですから、なおかつ、この資料の中にも書いてございますが、WHOなどの不活性化の基準以上の実際に飼料の製造過程でやるので、大丈夫ではないでしょうかという御意見を伺ったのですけれど、これはしかし実験データがないことにははっきりできないということで、2回目に行いましたのは、実際に製造いたしました製品につきまして、分子量ごとにどのような分布になっているのかと。最終的なものとしてですね。そういうふうな異常プリオンが入ってくる可能性があるかどうかということについて実験をいたしました。

しかし、ほとんどのものは低分子に分解されておりまして、プリオンが存在しないのではなかろうかというような意見もございましたけれども、やはりこれは本当の異常プリオンを使った実験をして、それが本当に分解されているのかどうかということを確認しないと、これは言えないのではないだろうかということで、3回目の技術検討会に向けまして、先ほど書いてございました動物衛生研究所のプリオン病の研究センターにお願いいたしまして、異常プリオンの試料を含めた形で同じ製造過程で実際にどのように分解されたかどうかというデータをつけて御報告をいただきました。

その結果がウエスタンプロットでは確認できなかったということで、感度からいきますと、10の6乗分の1以下であるという、そういうようなことをこの紙としてはその部分だけ書かせていただきましたので、ちょっとはしょった嫌いはあるかもしれませんが、経緯としてはそのようなことでございます。

座長 技術検討委員会で大まかには事務局に今御説明いただいたのですけれども、補足追加ございますか。

委員、どうぞ。

委員 では、補足いたします。

まず疑似患畜ですけれども、それに関しては範囲がこれでいいかというのはかなり前から議論しておりました。ですから、特に技術検討会に限らず、BSEの防疫委員会とか、そういうところでもいろんな県から出てきたBSEの後対策に関して、疑似患畜に関していろいろな意見が出されましたので、したがって、この検討は1年ぐらい前からやっていた点でございます。

したがって、先ほど5万何頭疑似患畜を欧州で調べたというふうになってはいますけれども、これはあくまでも英国は除外されていまして、英国というのはBSEが国全体にかなり蔓延しているというので、そういうところでは疑似患畜というのはもう少し別なものだろうということで、英国以外の欧州ですね。そういうところで5万頭余りの牛を調べたところ、極めて限られた範囲の牛にしか疑似患畜、BSEが見つからない。恐らく1,000頭以下と思いました。

それで、要するにヨーロッパは長い調査でそういうことになったものですから、したがって、日本も恐らく英国みたいな高度汚染国ではなくて、少なくとも欧州大陸の汚染国並みであろうか、それ以下であろうということで、それでEU、OIEの規定どおりでよろしいのではないかと思います。そういうデータがもともと根本にあったわけですね。

もう1つ、液肥に関しては、これはいろんな方法があるんですけども、これをリスクがどのくらいあるかと。結局今よくやられているのは、ヨーロッパの方でやられている、今度日本でも始まると思いますが、スパイクテストということです。そういう材料に10の6乗単位、またはそれ以上のスクレイピー 日本の場合はスクレイピーを使っていましたけれども、スクレイピーの材料をまぶして、それで全く同じ工程で果たして単位の病原体量が減るかということを実際に検証しました。それで、全く少なくとも現在のところウエスタンプロットの方法ですけども、1単位以下で、全くなくなっていたということでもよからうということになっていたわけです。技術検討会の方でもっと細かいデータを提出されていました。

座長 技術検討会の資料というのはホームページで見れる仕組みになっているんですか。

伊地知衛生課長 プレスリリースを載せていますけれど、議事録自体はかなり精緻にわたっているものですから、全体を公表しておりません。

委員 今のことなんですけれども、細かいことを知りたいとか、そういうことが主な意見ではなくて、この会議はその技術検討会を受けるというんでしょうか、その後に日程も設定されておりましたね。そういう形の位置にある会議ですので、やはりそこでどういうことがなされたのかということが、全部資料を出す必要はないと思いますけれども、かいつまんで、これを検討するのに必要なところというのを出していただかないと、やっぱり何となく不安なまま、多分大丈夫なんだろうなと私も思いますけれども、やっぱり確信を持って言えないということがあるので、どこかで情報がとれればよいという問題ではなくて、この会議の性格からそういった必要なものは出すべきではないかという意見です。

座長 御検討をお願いします。

それから、委員の方で先ほど2番目の問題なんですけれども、9月、脊柱の部分ですね。厚労省、お願いできますでしょうか。

南厚生労働省食品保健部監視安全課長 それでは、特定部位の処理について簡単に経緯を御説明いたしますと、一昨年の10月18日にと畜場におけるBSE全頭検査が開始されたわけでございます。これと同時に、特定部位でございます頭の部分、それから脊髓、回腸の遠位部、これについては除去、焼却ということを義務づけたわけでございます。

ただ、当時、まだと畜場におけます焼却施設とか、そういう焼却の体制がまだ整っていない。確保が困難であるという指摘がございまして、それでとりあえず1年間の経過措置ということで、頭の部分、でかい部分なんですけど、その部分は脳と目ということで限定して焼却ということをやってきました。要するにリスクの低減措置を段階的にとるとということで、その時点でできる最善の策をとったということでございまして、1年後の去年の10月18日からは頭の部分すべて焼却するということにしております。

そういう中で去年の9月にOIEの規約が改正されたということであったわけでございますが、我が国おきまして、脊柱の部分、20キロ近くあるそういうボリュームのあるものの焼却 焼却を含めていろんな問題が出てきたということでございまして、そういった脊柱の除去についての

技術的な問題がいろいろとあるなど。不明な部分があるということで、そういうことで調査をしようということになりまして、ことしの1月に担当官を2人ヨーロッパ、ドイツとイタリアに送りまして、向こうでの行政対応、それから実態調査を行ってきたところございまして、そういった情報収集を行って、4月に薬事・食品衛生審議会の伝達性海綿状脳症対策部会というのを立ち上げまして、第1回を4月17日に行いまして、5月、それから今月の26日に第3回目の部会が開催されることになっております。

以上、経過でございました。

座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。一応そういう事情を説明いただいたわけですがけれども……。

それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 今の説明と最初に出された3案件については、私はこれで結構だと思います。

それで、私もこの会にずっと参加させていただいていまして、96年の問題のときに何とかなっていればこんなことにならなかったのではないかという反省はあるんですけども、実にBSE対策関係で約3500億ぐらいの金を使っているわけですね。実は私は養豚関係ですけども、先ほど部長の話にもございましたけれども、肉骨粉関係で牛と豚とまじっているよと。だから安全性の確認がとれないから、豚も一緒に処理しているというような話がありましたけれども、要するにと場コスト等を考えますと、そのコストは結構豚にかかっているわけですね。このことは意外と表に出てこないわけですよ。

今、日本の国民が45%ぐらいが豚の肉を食べているわけですね、肉の中で。できるだけ検査スピード、先ほど厚生労働省の方が話されましたけれども、3500億を一方でかけて、問題を海外に2人の人間を派遣して調べましたと。私はこんなことではなくて、10人でも20人で行って調べて、もっときっちり調べて、報告をして、スピードを上げて、早くこの問題を解決して、要するに日本の畜産の振興につながる形で結びつけないと、みんな危険だ、危険だといってどんどん萎縮しちゃうと思うんですね。

今、私ども養豚の話をしてしますと、平成22年に豚肉は国民の自給率73%にしますということで、新しい農業基本法で決定しているわけですよ。その振興策が余りないわけですね、BSEの方に行っちゃいまして。今現在FTAの問題でもメキシコの豚肉を日本に持ってくるというような話がかかなり明確になりつつある。これは日本は工業立国だから、要するにそっちの話だという考え方がどうもあるようですけども、さっき大臣が話された食育の問題も含めて、もっと国内の生産の振興をきちっと図りながら、さらに安全性も含めてですけども、そこをしていかないと、海外に依存していて、もし海外が問題があったらどうするんだろう。この辺は対策検討会ですから、ちょっとピントが外れるかもしれないけれども、そのくらいの議論も私は必要ではないかと。牛のBSEの問題だけで終わっちゃうんじゃないかとですね。

だからもう少しこの問題の、もしあるのであれば、スピードを上げて、例えばと場の機能も豚

の機能と牛の機能の、要するに骨の飼料をどうするか。こんなの大して金かからないと思うんですよ。そういう形でしていったって、早く解決の方向と同時に安全性の提供ができてこないと私はいけないのではないかなと思います。

もう1度繰り返しますけれども、海外に2人ぐらいの職員を派遣していくのではなくて、10人なり、20人なり派遣してですよ、もっときっちりと正確に調べて、そのくらいの金、大したことないと思うんですよ。私はそういうふうなことをちょっと意見として申し上げて、ちょっと逸脱しているかもしれませんけれど。

座長 どうもありがとうございました。

この検討会で何を検討するかという検討内容につきましては、一応ある程度枠がありますので、委員がおっしゃいましたような、もうちょっと枠を広げた部分というのはまた新たに事務局等でお考えいただいてということで、とりあえずきょうは先ほどの3テーマについて進めさせていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 先ほど質問をいたしましたので、意見として申し上げますと、やはり今までの説明を伺いまして、それから委員から発言がありましたような、やはりOIEでこうだったのだからということだけではなくて、もう少し丁寧な資料なり、何なりがこの席に出されるべきだったというのは同意見です。

それで、いろいろな意味で非常に厳しいところで全面的にとめてしまったところから、徐々に大丈夫だということを確認しながら緩和するというか、広げていくということについて、普通のマスコミがどう書くかと、そういうこともありますので、非常に受けとめる側としては何となくいろんなことが緩和されてきているというような受けとめにどうしてもなりがちですので、ホームページなり何なりということですけど、いろんな機会をつくって、いろんなメディアを使って、正確な情報、まさにコミュニケーションだと思いますけれども、ぜひその点を、こんなことはわかり切ったことじゃないかとか、専門家がわかっているんだからということではなくて、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。もう1度引っ張り出すわけではないですけど、さっきのと殺と死亡というようなところなんか、あそこだけを見てしまうと、それではと殺しないのも出てくるのかというようなことになってしまいますので、注意深くその辺の情報をぜひ出していただきたいし、それから、質問なり何なりに対してのお答えということもぜひ十分にお考えいただきたいと思います。

以上です。

座長 どうもありがとうございました。

解除に当たって、その理由がなるべく明確な形で伝わるというような御配慮を、それからいろいろ手段を講じて伝わるという御配慮を事務局の方で検討いただければと考えますが、それでよろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 肉骨粉給与牛の検査の自粛の解除について、緊急な対応で飼い主の申し出によって5000頭ぐらいが把握された。そして、それがまだ3,000頭ぐらい残っている。こういう中でどうしようかという話で、この問題なんですけれども、我々検査をする側としては、今の全頭数検査を推進している、決定している観点から言えば、これによって、それとSRMの二重の安全担保という観点から言えば、何ら解除しても問題ないし、我々のところへ来ても正当な厳重なる検査をクリアして、出荷、商品化されるということについては何ら異議はないというふうに思うんですが、立場上、これはやむを得ないんで、受けることには支障ないというふうに言いたいんですが、ただ、若干懸念材料があるのではなかろうか。というのは、この体系図、12ページを見ますと、死亡牛は我々のサイドではございませんので、廃用というところが私どもの範疇に入ってくる。廃用というのは、食用を目的として私どものところへ出荷をする別な用語にしていきたい。イメージとしてね。まず基本的に。捨てるものだったら、何で食品にするんだと。こういうまずイメージから変えていただきたい。そして、食品としてと畜場に搬入される。そこにもし万が一発生した場合のリスク管理といいますか、リスクの低減化というか、そういう受け皿側の、いわゆると畜場の経営者側、そして私たち検査所の検査に対応する姿勢、そしてさらには被害を最小限にとどめる。そういうためにも情報をどういうふうに、この対象牛についての情報を的確な形で我々にいただけるものなのか。あるいはそういう手段があるのかどうか。そして、次の段階として、我々が検査をして、合格をしました。BSE検査も合格しました。食品になります。流通の過程に入ります。そのときに、消費者が選択をする判断材料として、それは何か区別の色分けの方法等をお考えなんでしょうか。また、それは一切必要ないというふうに、後は商業の問題としてゆだねるしかないのかなというふうに私は一応思っていますけれども、その辺、若干気になるところでございますので、何らかの御議論はしておいた方がいいのではないかと思います。

伊地知衛生課長 今御指摘の廃用というのは、出荷にまず訂正をさせていただきたいと思えます。

それと12ページに書いてございますように、食肉衛生検査所と、と畜場等による連携ということで、これはこの措置を推進していきまして、うまく連携をとれて、そういう連絡がとれるようにしたいと考えています。

ただ、それが陰性であったものについて、これは肉骨粉給与牛だよということを商品として明示することは必要ないのではないかなと思っております。

委員 ぜひよろしく願いいたします。

座長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

きょう代理の方に出席していただいていますけれども、代理の方々、もし委員の御意見等を預

かっておられるようでしたら御紹介いただければと思いますが……。特にそういうのはございませんでしょうか。

では、委員の代理の方、お願いします。

代理 書面で預かっておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

まず1番目の議題の疑似患畜の範囲の見直しについて。これにつきましては提案内容で見直して差し支えないと考えておりますということであります。

それから、飛ばしますけれども、3点目のアルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷の一時停止措置の解除について。これにつきましても提案の内容で解除して差し支えないという意見でございます。

それから、第2議題の肉骨粉等の給与の報告があった牛の取扱いについて。これにつきましては反対の立場をとっております、読み上げますけれども、現在肉骨粉等の給与牛については、国の管理下に置かれ、と畜時にBSEの検査を行い、焼却処分されているところであります。今回の出荷自粛要請の解除につきましては、全頭検査による安全性の確保はされているものの、BSE全頭検査を行えば、肉骨粉を使用しても構わないというような誤解を生ずるなど、消費者の信頼を損ないかねないので、反対ですということでございます。肉骨粉の給与牛につきましては、引き続き買い上げ措置等も含めて国が管理をし、食肉として流通しないような措置を講ずべきと考えますという御意見でございます。

座長 反対意見が出てまいりましたけれども、事務局の方でお答えいただけますか。

伊地知衛生課長 全頭検査を行えば肉骨粉を使用しても構わないという誤解ということで、誤解なので、それはそうでないというふうに御認識をされているというふうに思っております。まさにそういうことございまして、全頭検査をすれば、肉骨粉を給与しても構わないということではございません。肉骨粉の給与というのはあくまでも牛への感染の防止ということで、そこで肉骨粉を給与することによって感染がどんどん増幅されていく。牛の中にBSEが広がっていく可能性があるわけでございますので、これは肉骨粉の給与は禁止するということは必要な措置であると考えております。

それと先ほど全頭検査と特定部位の除去というのは公衆衛生上の観点から食肉としての安全性を確保するという観点からなされる措置でございます。

したがって、誤解をされないようにちゃんと説明してやる必要があるということだと思っておりますので、そこは誤解を招かないようにしていけばいいのではないかと考えております。

座長 よろしいでしょうか。

ほかに代理の方で御意見をお預かりしている方、いらっしゃいますか。

あと、事務局できょう御欠席の委員からお預かりしている部分をお願いします。

伊地知衛生課長 3名の委員の方から預かっておりますので、披露させていただきます。

まず、委員からの意見でございます。

今回扱われる議題のうち、「疑似患畜の範囲の見直しについて」については、これまでにBSE

が発生した農場で約8割の牛が殺処分されていたことは生産者にとって大きな負担であり、科学的根拠に基づいたOIEの改正コードに準拠して早急な改正を行っていただきたいというものでございます。

それから、委員からの意見を預かっております。

まず1点目。疑似患畜の範囲の見直し。原案で差し支えない。理由といたしまして、BSE全頭検査、特定危険部位の全頭除去が完全に実施されていることから、これまで疑似患畜であった牛、肉骨粉等が給与された牛及び肉骨粉が原料の液状肥料が出荷、利用されても安全と考えられる。

2、肉骨粉等の報告があった牛の取扱いについて、原案で差し支えない。理由は先ほどと同じである。

3点目もアルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について、原案で差し支えない。理由はさきと同じということでございます。

それから、もうお一方、委員でございますけれども、疑似患畜の範囲の見直しに関しては、OIEの意向を尊重するとともに、十分な内容の検討、他国に先んじた適正な対応を願っています。

次、アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷の一時停止措置の解除を初め、第17回BSEに関する技術検討会で示されている意向と見解に全面的に賛成いたします。

末筆ながらあす欠席いたします。これはきのういただきまして、欠席いたしますので、御容赦ください。

以上でございます。

座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、いろいろ事務局の方は宿題も幾つか出てまいりましたけれども、基本的には恐らく3点について強い御反対はないものと考えます。

御意見、もしないようでしたら、まず第1の疑似患畜の範囲の見直しにつきましては、このOIEの基準どおりということによろしいでしょうか。特に御異議ございませんでしたら、この方向で進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

それから、第2点の肉骨粉等給与の報告があった牛の取扱い。これにつきましてもBSEの技術検討会の検討結果を踏まえて、移動の自粛は解除して、家畜保健衛生所において当該牛の移動状況を把握するということは続けていき、死亡牛検査、買い上げ検査、と畜検査を利用してBSE検査データを収集していくということについて、特に御異論はないものと思いますけれども、御異議ないようでしたら、この方向で進めていただきたいと思いますことにさせていただきます。

それから、最後の案件でありますアルカリ処理された液状肥料の出荷の一時停止措置の解除についてですけれども、13年10月以降製造、出荷の停止措置が講じられております肉骨粉等を含む肥料のうち、その製造工程でアルカリ処理がされた液状肥料については、誤用・流用防止のための措置を講じた上で製造及び出荷の一時停止措置を解除するという事務局の御提案に対しまして、

もし御異議がございませんでしたら、これをそのまま進めていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、3点、事務局の提案どおりに進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

座長 どうもありがとうございました。

予定の時間がまだ多少残っていますけれども、ほかのことで御意見ございましたらお願いします。

特にございませんようでしたら……。

委員、どうぞ。

委員 直接関係する話ではないんですけれども、せっかく農水の一流の先生方がいらっしゃるのので、1つは、BSEの発生に関してさまざまな対策をとって、今日の消費者、国民を含めた信頼・安心の確保、こういうことにほぼ到達したわけですけれども、本日の議題のように、発生当時、一律に完全な防御策をさまざまな形でとったために、幾つの解除すべき、あるいは見直すべきことがこれ以外にもあるだろうということで、ちょっと気になることが1つあるのですが、実は、今、死亡牛の検査も始まりまして、農政サイドで頑張っているわけですけれども、まだ全国一律すべて開始しているわけではない。また、死亡した牛がリアルタイムに即日検査できる状況にもない。もう1つは、その延長線上に学術研究上、飼育されている、あるいは獣医科大学で飼育している研究用の動物、あるいは実習材料として入ってくる牛の解剖実習とか、あるいは病理解剖の実習にすかさず材料として使えないという現実の障害が起きているというふうに伺っております。

というのは、例えば実験の目的が終了して、これを病理解剖に回そうといった場合に、即座に検査というか、解剖に着手したいんだけど、例えば地元の家畜保健所が即日毎日検査はできない。翌日、あるいは週に何回かしかできないという実態もあるというふうなことで、それこそ腐敗してから結果を見るような解剖せざるを得ないような、そういう実態もあるらしいです。

これは大学のある学長からもそういうあれがありまして、きっとしかるべきルートでお願いがあらうかと思いますが、その辺、もう少し学術研究用に飼育されている1つの例外規定がありますけれども、あれで読めるのかどうかですね。その辺も含めて、要するになぜこの場で言わなければいけないかというのは、今の獣医学部の学生さんが卒業後には我々の今のBSEの検査をすべて責任を負ってやる仲間ですね。そういう検査員、あるいは獣医師を育てようとする全国の獣医学校の大学の実験、実習の中で、牛に関して一切病理解剖も解剖もできない。生の、フレッシュな形で。そういう勉強の不十分な、欠陥の教育をして育てられたライセンスを持った獣医師では困るんですね。そこを何とか獣医学教育の原点に立って、社会のニーズにこたえられる立派な獣医さんを育てるためにも獣医師免許の所管官庁であります農水省にぜひともよろしく御配慮を

お願いしたい。

伊地知衛生課長　そういう事例がたくさんあるということは承知してはいるのですが、個別の事例としてそういうことがあるということであれば、詳しくお話をお聞きした上で、どうい対応が必要かどうかを検討したいと思います。

座長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにもし御意見がございませんようでしたら……。

本日の議事録につきましては、従来どおりでございまして、各委員の御発言いただいた委員の名前は伏せる形で詳細な議事要旨というんですかね、ほとんど議事録ですね。を事務局の方で用意させていただきます。

閉　　　　　　会

座長　それでは、本日の検討会はこれで終了させていただきます。どうも長い間ありがとうございました。